

各種申請書を確認し、電子申請を行う

手続きを承認したら、各種申請書を確認し、電子申請を行います。

作業状況はToDoリストにて管理することもできます。※任意

(1) 電子申請を行う場合は、「電子申請」を押下します。

育児休業給付手続き - 作成結果詳細

横浜 華子さんの 1回目の申請 『育児休業給付手続き』

手続き編集 電子申請

支給申請を承認しました

申請書

(初回) 育児休業給付金支給申請書	プレビュー	ダウンロード
雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書	プレビュー	ダウンロード

(初回) 育児休業給付金支給申請書

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

※2回目以降は育児休業給付金申請書となります。

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所得提出用) (育児介護)

支払月	支払額	支払日	支払額	支払日
12月2日	200,000	0	200,000	
11月2日	200,000	0	200,000	
10月2日	200,000	0	200,000	
9月2日	200,000	0	200,000	
8月2日	200,000	0	200,000	
7月2日	200,000	0	200,000	
6月2日	200,000	0	200,000	
5月2日	200,000	0	200,000	
4月2日	200,000	0	200,000	
3月2日	200,000	0	200,000	
2月2日	200,000	0	200,000	
1月2日	200,000	0	200,000	
12月2日	200,000	0	200,000	
11月2日	200,000	0	200,000	
10月2日	200,000	0	200,000	
9月2日	200,000	0	200,000	

(2) 電子申請を行う申請を押下します。

雇用保険育児休業給付 (育児休業給付金) の申請 (初回申請) (令和2年3月以降手続き) / 電子申請

閉じる

※電子申請を行うには事前設定が必要となります。設定方法は下記の設定をご確認ください。

https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/02e-amanomanual_companyinformation_3.pdf

※電子申請ボタンが表示されない場合

管理者権限が付与されていない従業員でe-AMANO管理者画面にログインしている可能性があります。

詳しくは下記の設定をご確認ください。

https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/07e-amanomanual_administrator_1.pdf

(3) 申請内容を確認し、画面下部にある「電子申請」を押下します。

※「作業完了する」ボタンは電子申請処理が完了し、公文書の取得や、

e-AMANO以外の作業等も全て完了したタイミングで押下してください。

(e-AMANO上のe-Gov電子申請のステータス変更のみでその他の処理には影響しません)

電子申請

処理待ち (4950000020797000) 雇用保険育児休業給付 (育児休業給付金) の申請 (初回申請) (令和2年3月以降手続き)
/ 電子申請

共通情報

手続き (17) 横浜 華子 の申請『育児休業給付手続き (初回)』 詳細

~省略~

社労士情報 編集

代理区分 提出代行者

氏名 天野 太郎

電話番号 045-222-1111

戻る 電子申請 作業を完了する

(4) 電子申請が完了すると、下記の画面が表示されます。

電子申請

一括申請を完了しました

処理待ち (4950000020797000) 雇用保険育児休業給付 (育児休業給付金) の申請 (初回申請) (令和2年3月以降手続き)
/ 電子申請

電子申請の作業状況は電子申請→申請状況一覧で確認することができます。

詳しくは下記資料をご確認ください。

https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/electronicapplication/electronicapplication_2.pdf

メモ

万一、申請書に同一の添付ファイル等を添付していた場合はこの時点で重複チェックを行います。

この時点で重複がわかり、申請書を直しても「e-Gov電子データ」には反映されない為、

「e-Gov電子データ」添付を直接修正してもらう必要がありますので、ご注意ください。

電子申請

エラーが発生致しました

添付ファイルについて、下記のファイル名が重複しているため申請データを作成できません

- Sample01.jpg
- Sample02.jpg

なお、2回目以降の申請書は、育児休業給付金支給申請書のみになります。
初回申請同様に、電子申請ボタンより申請できます。

付録：ToDoリストを入力する

ToDoリストを利用して、完了した作業にチェックを付ける事で、進捗率を確認することができます。

ToDoリストは任意で追加することもできます。設定方法は下記をご確認ください。

https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/commonsetting/commonsetting_12.pdf

複数人で担当を行っている場合にも便利です。

予定より早く育児休業を終了したときに提出

育児休業給付手続きの10日後まで：【育児休業復職届の受理】

社内に「育児休業復職届」等を用意している場合に回収

戻る